

## 立竹木の調査及び算定における歩掛補正の取扱いについて

用地調査等業務費積算基準（案）（以下、積算基準という。）第6建物等の調査 6 工作物の調査（4）立竹木の調査及び算定 表2-28の歩掛のうち、用材林及び薪炭林（自然生林）の調査算定については、調査する立竹木の平均調査本数に応じ、各職種歩掛（外業、内業）に下記の補正率を乗じるものとする。また、積算基準第11再算定業務 3再算定業務（再調査不要）において、立竹木の再算定を行う場合についても同様の取扱いとする。

なお、現地の状況等によりこれに抛りがたい場合は、見積等を徴収し適切に委託費を算定するものとする。

### 記

#### 1. 補正率

1,000 m<sup>2</sup>当の平均調査本数に応じ、積算基準 表2-28の歩掛に下記の補正率を乗じる。

区 分	用材林	薪炭林
1,000m <sup>2</sup> 当の 平均調査本数	250本以上	450本以上
補正率	1.5	

#### 3. その他

##### （1）平均本数の算出方法について

1,000 m<sup>2</sup>当の平均本数の算出を行うにあたっては、用材林・薪炭林毎に、【 調査本数 / 調査面積 × 1,000 】の計算式によるものとし（小数点以下切り捨て）、地形区分の違いは考慮しないものとする。

##### （2）端数処理について

地形区分補正率と平均本数補正率が複合した場合の端数処理については、各職種毎に2種類の補正率を掛けた上で、小数点以下第3位を切り捨てするものとする。

附則 この通知は、平成29年7月1日から施行する。